

新旧対照表

○ 令和2年度第1回 埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項」について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項</p> <p>1 複数応募・推薦について 令和2年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、<u>11月1日</u>以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦（原則2社まで）を認める。</p> <p>埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項</p> <p>1 複数応募・推薦の方法について (1) <u>10月中</u>に採否の確認が取れていない場合の、<u>11月</u>以降の取扱いについて <u>10月5日から10月31日</u>までの応募・推薦に係る採否が10月31日までに出ていない場合、<u>11月1日</u>からの応募・推薦について、併願者を可とした求人、<u>11月1日</u>以降もう1社応募・推薦することは可とする。</p> <p>(2) <u>11月</u>以降の取扱いについて（併願者を可とした求人） <u>11月1日</u>以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連</p>	<p>埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項</p> <p>1 複数応募・推薦について 令和2年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、<u>10月1日</u>以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦（原則2社まで）を認める。</p> <p>埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項</p> <p>1 複数応募・推薦の方法について (1) 9月中に採否の確認が取れていない場合の、<u>10月</u>以降の取扱いについて <u>9月5日から9月30日</u>までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出ていない場合、<u>10月1日</u>からの応募・推薦について、併願者を可とした求人、<u>10月1日</u>以降もう1社応募・推薦することは可とする。</p> <p>(2) <u>10月</u>以降の取扱いについて（併願者を可とした求人） <u>10月1日</u>以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連</p>

<p>絡があった場合は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について</p> <p>単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、<u>11月1日</u>以降もう1社応募・推薦することは可とする。</p> <p>2 応募前職場見学の実施について</p> <p>① 実施時期は原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とすること。<u>今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、学校ごとにその期間が違うことから、柔軟な対応をすること。</u></p> <p>3 就職面接会における複数応募の取扱いについて</p> <p>就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とし、後日、学校を通じて正式に応募を行う。正式応募する場合は、申し合わせ事項のとおり、<u>10月中</u>までは1人1社の応募・推薦とし、<u>11月1日</u>以降は原則2社までの取扱いとする。</p>	<p>絡があった場合は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について</p> <p>単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、<u>10月1日</u>以降もう1社応募・推薦することは可とする。</p> <p>2 応募前職場見学の実施について</p> <p>① 実施時期は原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とすること。<u>東京オリンピック・パラリンピック開催期間中は、生徒の交通手段や宿泊施設の確保に困難が伴うなどの事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。</u></p> <p>3 就職面接会における複数応募の取扱いについて</p> <p>就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とし、後日、学校を通じて正式に応募を行う。正式応募する場合は、申し合わせ事項のとおり、<u>9月中</u>までは1人1社の応募・推薦とし、<u>10月1日</u>以降は原則2社までの取扱いとする。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>